

教養を身につけようとするのである」(松尾秋男「高校進学に思う」『全患協ニュース』第44号、1955年1月)

「国家および社会の有為な形成者としての資質を養い、教養を高め個性の確立に専念すべき輝かしい学究の門が開かれたことは大きな喜び」(金煌「一期生の責務を痛感」『全患協ニュース』第54号、1955年11月)であると語っている。

新良田教室の第一期生であった二人の言葉からは、高校進学とは入所患者にとって「人間完成」のための一つの方策であったということがよくわかる。まさに人間性の回復を強く求める気持ちが表れていたのである。そして、「人間完成」のための「高い教養」の獲得が求められていたのである。その思いが、社会復帰という希望の実現へとつながっていた。高校における教育の経験とは、子どもたち一人ひとりにとっては教育権・学習権の獲得とその保障を意味するものであると同時に、社会復帰への回路となるという大きな意味をも持つものとして認識されていた。高校進学とは隔離社会から自らを解放する第一歩だったのである。

#### 2) 「お召し列車」・白衣・消毒液

しかし、子ども・青年たちの高い希望は、高校入学の最初の段階で打ち砕かれた。入学時における岡山県・長島愛生園までの「輸送」は、いわゆる「お召し列車」による移動であり、強制隔離・収容の状況とまったく変わらないものだった。高校進学者の手記には、この「お召し列車」のエピソードが多く残されている。

「・・・所属する療養所の分館から有線放送で呼び出され、合格通知を受け取ったその時から筆者などは留学生気分です。ところが、汽車が俗に『お召し列車』と呼ばれる特別仕立ての貨物兼用列車で、それも鈍行ときいていたので、青森や鹿児島からの入学者は、たっぷり二日二晩を汽車の中にとじ込められ、ホームに出るのも深夜のみ、それも随行の職員がお伴について来るというものものしきでした。そして、憧れの岡山に着いたとたん、消毒衣にゴム長靴の愛生園の職員がホームに並んでいたのはびっくりさせられました。これらの職員は、私たちの荷物を運んでくれたのですが、彼らが持ち去った荷物が私たちのところへ戻ったのは、何とそれから四、五日後で、行李の中に入れておいた友人の目覚まし時計はホルマリン消毒でさびつき、使い物にならなくなっていました。岡山駅から愛生園までの自動車も、小さな明り通りの窓が二つあるだけで、その窓にはなぜか鉄格子がはまっていて、ドアも中からは開かないもので、犯罪護送車そのままでした」(岡山県立邑久高等学校新良田教室閉校記念事業実行委員会 1987)

森元美代治氏も、「早朝七時ごろ、岡山駅に着きました。愛生園の職員や、駅員などもまじって二十人ぐらいが、われわれを出迎えてくれたんです。そのいでたちに驚かされました。みんな、白い帽子に白マスク、長靴をはいて、白い予防着姿です。それでわれわれの目の前で、いっせいに消毒を始めたんです。われわれの通った場所とか、汽車の近くとか、クレゾール液か何かを、噴射機みたいなものでまいて、徹底的に消毒してみせました。いきなり、心の底から怒りがこみあげてきました」と語っている(藤田真一 1996)。

進学への高い意欲を抱いた新良田への道のりは、入学者に自身が患者であるということであらた

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

めて知らしめられることとなった。ハンセン病であるがゆえの屈辱的な体験として子どもたちの記憶に刻まれることになった。「無意識のうちにも劣等感を植えつけられていた」（第16回検証会議ききとり 2004年4月21日）のである。

#### 3) 修学旅行と「ベル制」廃止

入学後の学校生活も現実は大変厳しいものがあつた。大きな問題となつたのは、修学旅行の実現と「ベル制」廃止であつた。この問題解決が生徒の民主化運動として展開されていった。

修学旅行は、元教諭・横田廣太郎氏が述べるように、それまで「生徒側から見ますと常につぶされてまいりました」という状況であつた。1957（昭和32）年には、生徒から修学旅行特別委員会設置等の要望が出されたが、①らい予防法による患者隔離政策、②患者輸送のための特別列車問題（列車一車輛貸切りに要する経費問題）、③伝染の可能性に対する極度の恐れ、④宿泊所が見当たらない、⑤経費問題等の理由で、実現には至らなかつた。だが、1963（昭和38）年に「お召し列車」（＝入学、卒業時の貸切り特別列車）による輸送が廃止されたことを契機に、修学旅行獲得委員会が発足した。園長は、①菌陰性であること、②県教育委員会の許可を得ること、③資金面は自力で賄うこと、④宿泊所の解決、を修学旅行実現の条件として提示した。結局、実現は見送られることとなつた。この頃から外出規制は緩やかになっており、1960年代には夏休みなどの一時帰省を名目とした実質上の「修学旅行」が行われるようになっていったが、本来の修学旅行とは大きくかけ離れたものであつた。

修学旅行獲得委員会が結成されて以来、生徒会による要求運動が展開していったが、そこでの「一般高校生なみの扱いを受けたい」、「患者である前に人間である」との要求と自覚は、その後の校内民主化運動の基盤となつた。教員集団も、全員が納得するまで話し合い、問題の善処に努めていった。そして、開校から20年たった1975（昭和50）年に修学旅行に関して園や教育委員会の許可が出され、学校行事として正式に修学旅行が実現した。内容は、東海・関東方面への修学旅行で参加生徒は全学年13名、教員2名で、宿泊は多磨全生園と駿河療養所を利用した。それ以降、生徒数が減少してからも「いろんな経験をさせることを主眼」にしてスキーやキャンプ実習を加えて、一年おきに実施された（長島愛生園入園者自治会 1998）。

次に、「ベル制」廃止への取り組みであるが、教員室への生徒の出入りは開校以来禁止されていた。用事があるときは室外に設置されてあるブザー（開校当初はベル）を用いることになっていた。「教員も世間並みの偏見をもって教鞭をとっている」との強い反発のなかで、1968（昭和43）年頃からベル撤去と教員室への自由な出入りを求める動きが起こり、翌年には生徒会活動の問題としても取り上げられ、教職員との話し合いが続けられるようになった。ようやく1973（昭和48）年2月には「職員は有菌者を含む生徒と常に濃厚に接している。乳幼児を家に抱えた教員が大半なので家族のためにも無菌地帯が必要である。したがって、学校の近くに新しい更衣や休憩の可能な場所を建ててもらえれば教員室への出入りは認めてもよい」との回答があり、4月16日にベルが撤去されることとなつた。さらに、教職員の更衣室が完成した1974（昭和49）年1月には生徒の教員室への出入りが自由になった（長島愛生園入園者自治会 1998）。「生徒が教員室に入り、先生とともに食事

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

をしたり、お茶を飲んだり、あついは会話をしたりということが自由にできる」ようになっていった（第16回検証会議ききとり／2004年4月21日）のである。

ハンセン病に対する偏見と差別を象徴していた「ベル制」が廃止されたことによって、教員と生徒との信頼関係が深まっていくきっかけとなった。だが、「無菌地帯」と「有菌」＝患者地帯の明確な区分をするという認識は厳然として残っていたのである。

1976（昭和51）以降になると、生徒数は一桁となり、学校では「ハンセン病に対する偏見に負けずに生きていける力をつけるための教育」がなされ、見聞を広めるために、修学旅行、キャンプ実習、スキー実習が一年ごとに交替で実施されたほか、邑久高等学校本校（尾張校舎）や岡山市内定時制高校との交流も積極的に実施されていくようになった。

こうした教室・学校の民主化運動は、ハンセン病患者がおかれた境遇そのものを大きく変えていく可能性を有したものだ。ハンセン病療養所の「民主化」が子ども（生徒）たちの要求運動のなかから実現していったことに大きな意義があるといえよう。それは、国や療養所が教育条件の整備・教育環境を充分積極的に行っていなかったことを浮きぼりにさせるものでもあった。

#### 3. 「新良田教室」の意味

新患発生率の低下とともに、病気の進行や家庭の事情などで中途退学する者もあって、第8期生（1962年入学）以降は定員割れが起こった。15期生（1969年入学）以降は、各学年一桁の生徒数となり、その大半が愛生園以外の療養所出身者となった。新良田教室はその32年間の歴史のなかで、369名が入学し、307名が卒業し、そのうち200名以上の者が社会復帰していった。そのうち大学進学者は23名を数えた。1987（昭和62）年、最後の卒業生一名の卒業式が行われ、閉校式が実施された。32年におよぶ新良田教室の歴史的な幕が閉じられ、校舎跡地には同窓生等の寄付金により「希望」と記された記念碑が建立された。

全患協は、「高校で学んだことによって社会への目を開き、己に自信をつけ、病気にうちかつ勇気をもって社会復帰した若人が62%もいたということは、それだけでも高校設立の意義は十分達せられたといえよう」、「後期中等教育の機会が与えられたうえでも、新良田教室の存在意義は大きい」と記し、高校の存在意義を高く評価している（全国ハンセン氏病患者協議会1979）。「らい予防法」闘争の成果として高校設置の実現がなされた意義は大きい。全患協運動の主張が生かされる形となった。

しかし、全患協が求めていた三校設置や全日制が実現しなかったこと、あるいは、「ベル制」や白衣着用、消毒の実施、修学旅行の問題等、教育の機会均等ではなく差別・偏見を如実に表す教育環境だったことなどの問題も残った。

生徒数が減少し学校規模が縮小した1970年代は、世界的にはノーマライゼーションの考えが生まれた時代であった。さまざまなハンディを持つ人びとの社会参加と平等の実現が呼びかけられていたなかで、ハンセン病の子どもたちに対する教育は、一般の高校から分離し、離島内への事実上の隔離を継続するものであった（丹羽2000）。子どもたちの生活は、社会的にも経済的にも大きく制限されただけでなく、社会復帰にあたっては困難を抱えることとなった。

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

その困難としては、とくに卒業生の就職問題をあげることができる。就職にあたって、自身の育った環境や病気のことを話さざるを得ない場合もあり、当時はほとんどが不合格となってしまった。そのため、学校での就職指導では、働きながら勉強をしているという「うそをつく練習」までやらざるを得なかった（第16回検証会議）。ある社会復帰者は、「何よりもつらかったのは、過去を隠すために、心をさらけ出して語るができなかったことです」（第16回検証会議）と証言している。横田氏によれば、就職した後も卒業生からの相談が多かったという。「就職して友達ができて、高校時代の話が出来ない」、「ほんとうに友達として最後までつきあいができない」、「就職をした後、病気になったりけがになったときに病院に行けない」等々。こうした不安は、「この病気がわかるんじゃないか」「何も身体には残っていないけれども、そういうことが知れるんじゃないのか」という悩みとなって現在まで続いている。教育の機会均等が一定程度実現されたとはいえ、社会的・制度的な偏見のもとでの「教育」は、子どもたちの心の傷となり、それは充分癒されることなく、現在まで積み残されてきてしまっているのである。

#### 四 黒髪小学校における龍田寮児童共学拒否問題

##### 1. 龍田寮児童の共学拒否事件

###### 1) 事件の発生

1935（昭和10）年に菊池恵楓園内に建てられた「未感染児童保育所恵楓園」を前身として、1942（昭和17）年にいわゆる「未感染児童」を対象とした龍田寮が開設した。場所は、ハンナ・リデルが開設し、1941（昭和16）年に閉鎖された回春病院の跡地として「らい予防協会」（後の藤楓協会）に寄贈されたところであった。子どもたちは、当初、親戚などを里親として保育料を支払う形式で育てられることもあったが、引き取り手がない場合も多く、全国7ヶ所に同様の施設が開設されることになった。こうして、親の入所とともに子どもたちは親と引き離され、保育所で養育（＝親との分離保育）が実施されることになった。

1943（昭和18）年には、龍田寮が黒髪小学校の分校となり、中学生からは本校への通学が認められた。教員は、本校と兼務していた宮崎常雄氏が小学1～6年生をひとりで担当していた。当時、龍田寮分校の存在は、「タブー」であり「忘れられた存在」であった。本校に勤務する宮崎氏も、龍田寮に出かけていることを公に言うことは決してなかった。黒髪小学校の元教師・松永宮子氏は、後に菊池恵楓園の宮崎松記園長の説得もあって本校勤務後に音楽・図工・体育の補助教員として龍田寮に週2回通うこととなるが、このことは一部を除いて、本校の教師に話すことはなかったという。

「分校に通うときも、本校の父母に見つからないよう、熊本大学の敷地を通った」のである。「分校外で分校の話はしない。分校で分校外の話はしない」との二つの秘密保持を約束させられた。松永氏は言う。「子どもたちの名字も知らされず、私は子どもたちを名前で呼んでいました、あのころ、分校の存在はすべてがタブーでした」（熊本日日新聞社2004）。このような社会の空気のなかで、龍田寮の問題が発生したのである。

菊池恵楓園の宮崎園長が、黒髪小学校の鳥居正明校長に本校通学許可を申請したことがきっかけ

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

となった。この申請は龍田寮設置以来ずっと続いてきたことではあったが、今回は宮崎園長が人権擁護週間のポスターを目にして申告を思いついた行動であった。この行動について、当時、龍田寮ケースワーカーであった佐藤献氏は、「事前の相談もなく、園長が特に熱心だったという覚えはない」と回顧しており、「唐突に思える行動」であった(熊本日日新聞社 2004)。宮崎園長には、1951(昭和 26)年の国会でのいわゆる「三園長発言」によって失った入所者の信頼を取り戻すために、通学問題をいち早く解決しなくてはならないとの焦りがあったようである。鳥居校長は、「PTA が了承すれば結構だ」と返答した。その後、瀬口龍之介 P T A 会長(熊本県議会議員)に面会したが、PTA 総会で説明することについては十分約束がなされなかった。これに対して宮崎園長は、1953 年(昭和 28) 12 月、「黒髪小本校に龍田寮児童の通学が認められないのは差別だ」として熊本地方務局に差別撤廃の申告を行った。申告の根拠は、「患者およびその親族に対して差別的取り扱いをしてはならない」ことを規定した改正「らい予防法」(第 3 条)であった。この後、PTA 内は通学反対派と通学賛成派を中心に分かれ、熊本市教育委員会、菊池恵楓園などを巻き込んで対立が顕在化していった。

#### 2) 「黒髪校問題」の展開

当時、PTA の一員で、のちに通学賛成派の中心となる江藤安純氏によれば、1953 年 12 月に行われた黒髪小学校 PTA 総会は、「やじや怒号が渦巻き、大半が説明など『聞く耳持たん』という雰囲気だった」という。PTA 会長が実質的に通学反対の立場であり、『熊本日日新聞』の社説も、「(通学賛成の)理論は正しいと思うが、通学には必ずしも賛成できない」と述べ、通学は困難との状況がうまれていた。保護者アンケートでは、通学反対が 7 割近くを占めたが、反対理由には「未感染児童ではなく未発病児童だ」との龍田寮の子どもたちに対する認識があった(熊本日日新聞社 2004)。

行政側は、基本的に通学を認める方向であった。参考として、龍田寮と同様の施設を持つ全国の 5 療養所を調査し報告がなされた。結果、松丘保養園(青森)を除いて、地元小学校にトラブルなく通学していることが報告された。

1954(昭和 29)年 2 月 16 日に行われた法務省、厚生省、文部省の三省会議でも「らいを他に感染させる虞はない」として、「保育児童は一般の学校に通学させるべき」と決定した。それを受け、熊本県教育委員会は 3 月 1 日に通学決定を表明している。11 日には、岡本亮介・熊本市教育長が「らい予防法」第 3 条の差別的取り扱い禁止条項や医学的見地を援用しつつ、「非常に気の毒な境遇にある子供達」が「外部から絶縁されて教育されていますことは人道上許されないこと」であり、「温い同情や行き届いた心遣い」をもって接することを呼びかけている。13 日には、あらためて声明を發表し、通学決定の根拠として、①法的根拠としての「らい予防法」第 3 条の存在、②医学的立場として、九州大学医学部皮膚科の樋口謙太郎氏および熊本大学の緒方氏の意見、および他の同施設の状況や厚生省の見解、③人道的、道徳的立場、をあげた。そして、「ライの子弟であるというだけの理由で、特別に差別的待遇をなしたり差別感を以て遇することは、ヒューマンイズムの立場から、それは許されないと述べた。18 日には、熊本地方務局が声明を出した。「ライの親族という名のもとに一般社会から閉ざされて、少年期という人生の中で最も肝心な人格形成の時期において、一